

# 平成24年度の千葉県の一人当たりの医療費について

平成24年度の医療費の総額は、4,725億7,974万円となっており、そのうち保険給付費(※1)として4,332億6,722万円を千葉県後期高齢者医療広域連合が負担しています。

千葉県の一人当たりの医療費は、78万7,682円となり、前年度(78万9,307円)と比較し0.21%減少しました。

医療費の増加は、みなさんの保険料の増加にもつながります。健康診査の受診による健康管理や「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」(※2)を利用するなど医療費の適正化にご協力をお願いします。

	平成24年度	前年度(23年度)	増減
平均被保険者数	平成24年3月から平成25年2月 59万9,962人	平成23年3月から平成24年2月 57万2,838人	2万7,124人 (4.74%)
医療費の総額	4,725億7,974万円	4,521億4,481万円	204億3,494万円 (4.52%)
1人当たりの医療費	78万7,682円	78万9,307円	△1,625円 (△0.21%)

※1 保険給付費(保険者負担額)は、医療費から被保険者の自己負担額等を除いたものです。

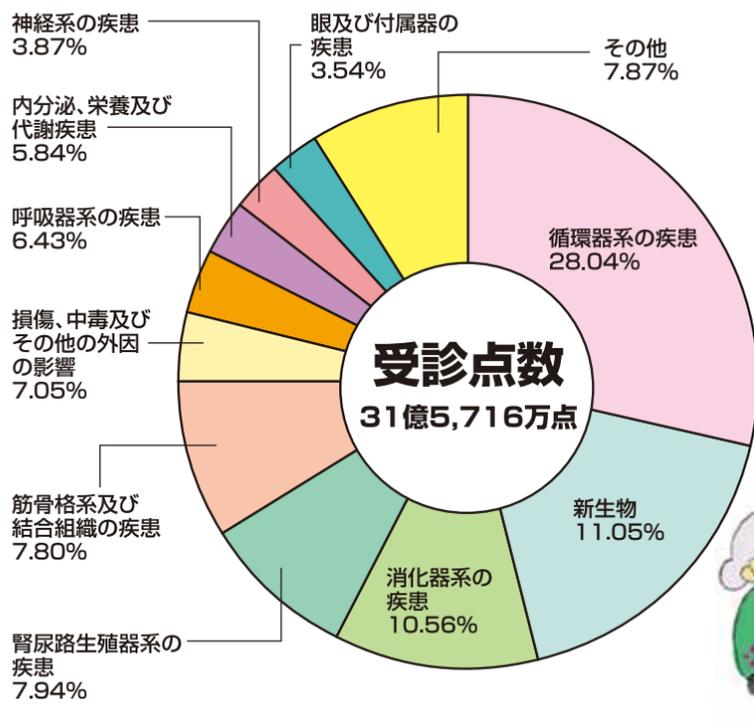
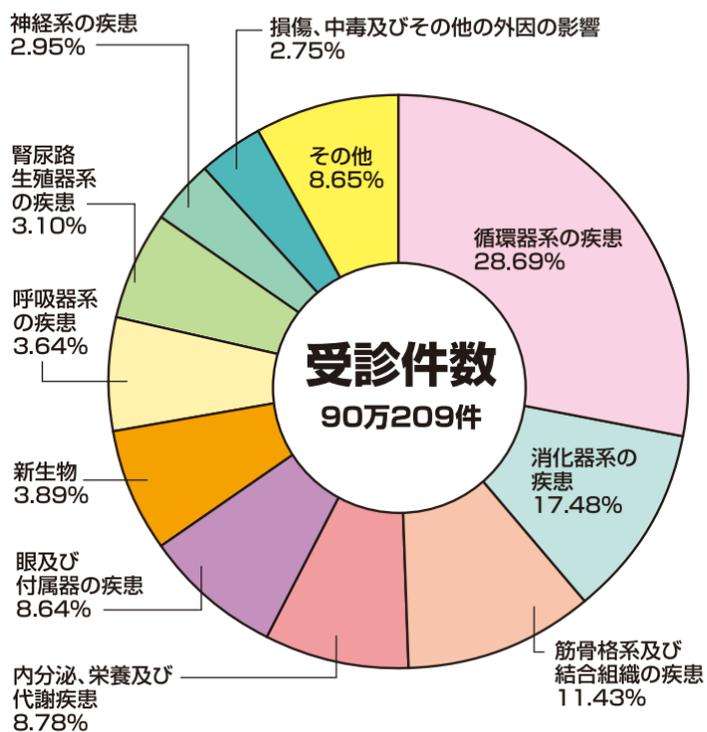
※2 ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、先発医薬品(新薬)の特許期間等が終了したあとに、他の製薬会社が先発医薬品との同等性を証明して、一般的に低価格で作られる医薬品のことです。

## 千葉県の後期高齢者医療被保険者の疾病統計について

平成25年5月診療を基に疾病統計を作成しました。

循環器系疾患(高血圧、脳梗塞、心臓病など)の受診が多くなっています。

1位は、どちらも生活習慣が大きく関係しておこる循環器系の疾患です。



食習慣・運動不足・ストレス・喫煙・過度の飲酒等、普段の生活を見直し、生活習慣病を予防しましょう。

## 東日本大震災で被災された方々の一部負担金等の還付申請について

東日本大震災により被災した被保険者で「一部負担金等の免除対象(※)」となった方が、免除期間に療養の給付を受けて一部負担金を支払ったときは、当該一部負担金等の還付を受けることができます。まだ還付の申請を済まされていない方は、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当課窓口で申請してください。

保険医療機関等で受診された翌日から(還付申請の勧奨通知が送付されている方はその通知を受け取った翌日から)2年間を経過すると時効となり、支給されませんのでご注意ください。

※「一部負担金等の免除対象」とは、「東日本大震災後期高齢者医療一部負担金等免除証明書」の交付を受けている方です。

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013